



入札閲覧用設計書について（通知）

技術基準の種類: 入札・契約
通知日: 昭和57年10月16日

発管第237号
昭和57年10月16日

部内各課長殿
各土木出張所長殿
米子都市開発事務所長殿
鳥取港湾事務所長殿
賀祥ダム建設事務所長殿

土木部長

入札閲覧用設計書について（通知）

昭和54年9月25日付発管第175号において、土木部発注に係る建設工事の請負契約に関する書類を閲覧させるときは入札閲覧設計書を添付して行うこととされているところではありますが、別紙のとおり改定し、昭和57年11月1日以降適用することとしましたので遺憾のないようにしてください。
なお、営繕工事については「現場説明事項」の〔3〕その他に「資材の購入について」の項目を追記して使用するよう措置してください。

発管第237号
昭和57年10月16日

部内各課長殿
部内各地方機関の長殿

土木部長

入札閲覧用設計書について（通知）

昭和54年9月25日付発管第175号において、土木部発注に係る建設工事の請負契約に関する書類を閲覧させるときは入札閲覧設計書を添付して行うこととしていたところではありますが、別紙のとおり改定し、昭和57年11月1日以降適用することとしましたので遺憾のないようにしてください。
なお、営繕工事については、「現場説明事項」の〔3〕その他に「資材の購入について」の項目を追記して使用するよう措置してください。

参考
昭和 年度

新築工事

現場説明事項

鳥取県土木部営繕課			
昭和 年 月 日			
課長	課長補佐	係長	合 議

昭和 年 月 日

現場説明担当者職・氏名

印

- 〔1〕一般事項
事務手続
設計図書
質疑応答

鳥取県建設工事執行規則並びに鳥取県土木部営繕工事監督事務処理要領による。
入札の当日係員の指示により返納すること。
本工事に関する質疑は月日までに文書をもって行うこと。回答はその都度行う。なお各質疑については入札前全参加者に報告する。質疑様式は下記による。

工事名		会社名	
項	目	質 疑 事 項	回 答

←コピー用紙→

- 工事打合せ 落札者は鳥取県営繕課に出向き請負事務及び施工関係の打合せをなし、工事の促進を計ること。
工程表 落札者は速やかに工程計画をたて棒線グラフにSカーブを組合せたものを提出すること。
仮設建物 配置計画を立案し係員の承認を得ること。
運搬路等 運搬路並びに周辺敷地、工作物等に対し損傷を与えない様予防措置を講じまた、損傷を与えた場合は速やかに原形に復すこと。

- 〔2〕設計事項

- 〔 3 〕その他（ 1 ）工事中の安全対策（交通及び工事現場）については、特に留意すること。
- （ 2 ）ダンプカー協会に加入しているダンプカーを優先して使用するよう努めること。
- （ 3 ）資材の調達に当たっては、極力県内産資材の購入及び県内取扱業者から購入するよう努めること。
- （ 4 ）工事の一部を下請けさせる場合は、下請報告書を提出すること。
又、その金額が 5 0 0 万円以上となる場合は、別に定める報告書を 3 部提出すること。

入札開覧用設計書				入札年月日	
				昭和 年 月 日	
所長	参務課長		総務課課長補佐		各係長
	課長		課長補佐		係長
路線名、河川名等 工事名					
位 置	市 郡		町 大字		
監督員 職氏名			設計者 職氏名		
施行に当たつての指示事項					
・一般的事項					
1 工事日数は 日間とする（昭和 年 月 日限りとする。）。					
2 ダンプカー協会加入車の優先使用について					
この要約に係る工事の施工に当たっては、ダンプカー協会加入車を優先的に使用するよう努めること。					
3 資材の購入について					
請負者は、施工する工事に要する資材の調達に当たり、極力県内産資材の購入及び県内取扱業者からの購入に努めること。					
・特記事項					